

## こども英語推進委員会 運営規約

第 1 条（名称） この会の名称を以下のとおりとする。  
こども英語推進委員会

第 2 条（事務局所在地） この会の事務局を以下に置く。  
〒579-8003 大阪府東大阪市日下町1丁目2-30-106

第 3 条（会の目的）  
この会は、英語に興味を持つ人達のネットワーク作りを通じて、より良い地域社会作りに 関する活動を行うことにより、地域の発展と福祉・教育・環境の向上に寄与することを目的とする。

第 4 条（活動・事業の種類）  
この会は、前条の目的を達成するために活動を行い次の事業を実施する。  
(1) 社会教育の推進を図る活動  
(2) まちづくりの推進を図る活動  
(3) 子どもの健全育成を図る活動  
(4) 経済活動の活性化を図る活動

第 5 条（会員） この会の会員は、次の2種類とする。  
(1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。  
(2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

第 6 条（入会）  
会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表あて提出し、代表の承認を得るものとする。

第 7 条（会費） 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。  
(1) 正会員 10000円  
(2) 賛助会員 3000 円

第 8 条（設立年月日）  
本会の設立年月日は2017年3月01日とする。

第 9 条（役員） この会に以下の役員を置く。 代表 1 名 副代表 1 名 会計 1 名

第 10 条（役員の任期） 役員の任期は、2020年とする。ただし、再任を妨げない。

第 11 条（代表） 代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第 12 条（運営） おおむね年6回の勉強会を開催する。重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努める ものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第 13 条（退会） 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき

(2) 会費を 2 年以上納入しないとき

第 14 条（規約改正） この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則 1. この規約は 2017（平成 29）年 3 月 01 日から適用する。